



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

明治二十五年三月三十一日 日刊（行政機関の休日休刊）
第三種郵便物認可

目次

○各都道府県共同募金会が平成三十年十月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件（同二五二）

○共同募金会が募集する寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認する件（総務三四三）

○財務省告示第二百五十一号

寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第五百五十四号）第四号の規定に基づき、各都道府県共同募金会が平成三十年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間に募集する次の寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する。

平成三十年九月二十八日

財務大臣臨時代理

国務大臣 野田 聖子

社会福祉事業又は更生保護事業を行うことを主たる目的とする者のこれらの事業の用に供される土地、建物及び機械その他の設備の取得若しくは改良の費用又はこれらの事業に係る経常的経費に充てるための寄附金

○総務省告示第三百四十三号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条の十七第一号の規定に基づき、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第一百三十二条第二項に規定する共同募金会が平成三十年十月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に募集する次の寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認し、当該共同募金会に対して支出された当該寄附金のうち、平成三十年十月一日から同年十二月三十一日までの間に支出された寄附金については平成三十一年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、並びに平成三十一年一月一日から同年三月三十一日までの間に支出された寄附金については平成三十二年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用する。

平成三十年九月二十八日

総務大臣 野田 聖子

社会福祉事業又は更生保護事業を営むことを主たる目的とする者のこれらの事業の用に供される土地、建物及び機械その他の設備の取得若しくは改良の費用又はこれらの事業に係る経常的経費に充てるための寄附金